

No	大分類	中分類	質問・確認内容	回答	更新日
1	制度・概要	ICT	スマートフォンやパソコンの導入は補助対象となるか。	スマートフォンやパソコンの新規導入や増設が施設内の業務の効率化に資するものであれば対象になります。ただし、既に導入しているスマートフォン等の更新（機種変更）は、それだけで業務の効率化に資するとは言い難いため、基本的には対象になりません（新たに導入するソフトに現在の機種が対応していないため買い替えるなどの理由が必要です）。	7月15日
2	制度・概要	ICT	windows10からwindows11への更新費用は対象になるか。	単なる更新は対象になりませんが、補助対象となるソフトウェアや設備を導入するにあたり必要な場合は、その附随経費として対象になります。	
3	申請・手続き	申請方法	精算弘か精算弘のどちらで申請すればよいか。	これから事業を行う場合は全て精算弘による申請としてください。既に事業を終了している場合や、既に行った事業の対象経費が基準額を上回っている場合（＝今後追加で事業を実施しても補助額が変わらない場合）に限り精算弘による申請が可能です。	
4	制度・概要	ICT	精算弘により補助金を受け取った後、追加で更なる買上げやICT機器の導入をする場合、補助は受けられるか。	額確定後に追加補助はできませんので、今後追加で事業を行う可能性のある場合は精算弘により申請してください。	
5	申請・手続き	申請方法	税込と税抜のどちらで申請すればよいか。	税込で申請した場合は確定申告後に仕入控除税額の報告が必須となります（返還が発生しない場合であっても報告が必要です）。次年度以降、申請者側にも事務負担が発生するため、 基本的に税抜で申請してください 。	
6	申請・手続き	申請方法	税込と税抜を申請から実績報告で変更することは可能か。	できません（特に意向がない場合は基本的には税抜としてください）。	
7	制度・概要	基準額	年度内に病床削減を行う見込みだが、基準額のように精算するのか。	申請時点の許可病床数として構いません。「病床数適正化事業」を活用して9月末までに病床を削減する場合も、その削減数を除外する必要はありません。	
8	申請・手続き	申請方法	申請様式1-2（概算用）の合計が一致しないため、チェックが○にならない。	交付上限（＝基準額）で概算交付決定しますので、内訳の合計が上限額になるように入力してください。また、事業費が基準額を超える場合は、補助金の相当額のみを記入してください。 （基準額が18万円や30万円の設備単価のみを行う場合、30万円ではなく18万円と記入）	
9	申請・手続き	申請方法	申請書を紙で提出したい。	やむを得ない場合は紙での申請も受け付けますが、申請内容について後日問い合わせる場合がありますので、申請者側で副本の保管をお願いします。	
10	制度・概要	ベースアップ評価料	申請様式1-2（別紙）について、令和7年3月末までに自医療機関が届け出たベースアップ評価料を教えて欲しい。	自医療課や補助金コールセンターでは分かりかねますので、届出先までお問い合わせください。いずれか1つ以上にチェックがないと申請を受理することができません。	
11	制度・概要	ベースアップ評価料	令和7年3月末までにベースアップ評価料の届出を行った後、届出を取り下げた場合でも補助対象となるか。	対象にはなりません。	
12	制度・概要	変更	申請期間後の申請は認められるか。	認められませんが（期限内に申請を行い、その後書類の不備があって返戻された場合は、最終的に受理されれば期限内に申請があったものとなります）。	
13	制度・概要	変更	交付申請時から事業内容をええることは可能か。変更交付申請は必要か。	変更は可能です。実績報告で精算するため、変更交付申請の手続きは不要です。	
14	制度・概要	ICT	ICT機器が年度内に納入できないが、どうすればよいか。	本事業は交付決定前の事業事前通手を認めていますので、できるだけ早急に実施してください。年度内に納入できない場合は補助対象外となり、実績報告後の精算時に相当額の返還が発生しますが、万一年度内に納入できない場合は、事業の目的も踏まえ、「給付金を活用した更なる買上げ」による職員への給金の支給などにより、基準額を下回らないようにすることも御検討ください。	
15	制度・概要	ICT	機器のリース契約をする場合や月額費用が発生する場合、どの期間が補助対象になるのか。	・R5.10～R10.9の5年契約の場合→導入時期が令和6年度ではないため、全額補助対象外 ・R6.10～R11.9の5年契約の場合→R6.10～R8.3の期間が補助対象 ・R7.10～R12.9の5年契約の場合→R7.10～R8.3の期間が補助対象 ・R8.10～R13.9の5年契約の場合→導入時期が令和7年度ではないため、全額補助対象外 なお、一括払いでリース契約を行った場合であっても、補助対象となるのは令和8年3月末までの部分となりますので、期間の按分により算出してください。	7月31日
16	制度・概要	根拠書類	実績報告時に納品書や明細等、根拠書類の添付は必要か。	実績報告時には添付を求めませんが、事業完了日の属する年度の終了後5年間（令和12年度末まで）は必ず保存していただきますようお願いいたします。今後、会計検査等で求められた場合は根拠書類の提出をお願いする場合があります。	
17	制度・概要	申請方法	実績報告はいつまでに提出すればよいか。	事業完了後30日を経過した日又は令和8年4月5日のいずれか早い日までに提出してください。ただし、 特設ページは令和8年3月31日をもって閉鎖しますので、できるだけ令和7年度中に報告を完了らせてください（特設ページ閉鎖後は紙での報告となります） 。	
18	制度・概要	ICT	本補助金で整備した機器は財産処分制度の対象になるか。	対象となるため、処分制限期間中に財産処分を行う場合は補助金の返還が必要になることがあります。	
19	制度・概要	申請方法	10桁の医療機関コードの数字が分らない。	「都道府県番号：23（愛知県）」＋「点数区分コード：1桁」＋「保険薬局コード：7桁」です。	6月27日
20	制度・概要	交付対象	今後開院する予定がある場合でも補助対象になるのか。	少なくとも令和8年3月末までは診療を継続する必要があります。既に補助金の交付を受けた医療機関が令和7年度中に閉院した場合は、事業の目的を損なうこととなるため、全額返還いただくこととなります。	6月27日
21	制度・概要	ICT	公立病院において、自治体の負担金を割り当てて整備する機器は、負担金との差額分を補助対象に含められるか。	負担金を割り当てる場合は「既存の補助事業」とみなし、当該機器を補助対象に含めることはできません。	6月27日
22	制度・概要	ICT	既存の機器の更新は補助対象になるか。	基本的には新規導入を想定しており、老朽化や耐用年数の経過に伴う同機種や同等程度の機種への買い替えは、それをもって業務の効率化に資するとは言えないため、補助対象とはなりません（メンテナンス依頼の手間が省けるという理由のみでは足りません）。現行の機種から新たな機能が追加される、処理能力が大きく向上するなど、客観的に見て機能の改修により業務の効率化に資すると説明できるのであれば、対象となり得る場合もあります。	6月27日
23	制度・概要	ICT	医療用のマット、車いすなどの医療器具の更新は対象になるか。	更新による業務効率化の度合いが不明確であるため、基本的には対象になりませんが、自動体位変換機能付きのマットやGPS発信機能付きの車いすなど、付加機能の導入により、それが業務の効率化に資すると説明のできるのであれば対象になり得る場合もあります。	7月1日
24	制度・概要	ICT	職員用ロッカーや書棚などの家具や什器は対象になるか。	導入による業務効率化の度合いが不明確であるため、よほど特殊な環境下でない限りは対象にはなりません。	7月1日
25	制度・概要	ICT	事務用品は対象になるか。	業務の効率化に資する機器であれば対象になりますが、消耗品（コピー用紙、ボールペン、クリアファイル等）の追加購入は対象になりません。	7月1日
26	制度・概要	ICT	スタッフのモチベーション向上を目的とした部屋の改修やインテリアの導入は対象になるか。	診療に直接関係のない設備は、導入による業務効率化の度合いが不明確であるため、基本的に対象になりません。 （LEDの導入、間接照明、（人工）観葉植物などのインテリア用品、床や壁紙の装替え、空気清浄機、アロマディフューザー、ウォーターサーバー等）	7月1日
27	制度・概要	ICT	空調機は対象となるのか。	在宅医療や訪問看護時に熱中症対策として導入するなど、業務効率化に資する設備として説明できるのであれば、施設外での使用が想定されるものも対象となります。	7月1日
28	制度・概要	ICT	ディスプレイは対象になるか。	事務や診療、診察用のパソコンのディスプレイの増設、待合室に設置する整理票や予約システム表示用のモニターの導入など、業務効率化に資する設備として説明できるのであれば対象になりますが、待合室や休憩室での番組の視聴目的の場合は対象にはなりません。	7月1日
29	制度・概要	タスクシフト/シェア	新規雇用ではなく欠員補充を行う場合も対象になるか。	対象になります。	7月1日
30	制度・概要	タスクシフト/シェア	職員の研修費用は対象になるか。	この項目は新たに職員を雇用する際の人件費（及びそれに係る人材派遣・業務委託費）が対象となるため、研修費は対象になりません。ただし、新規で採用した職員に対する初期研修費については、その研修が雇用する際に必ず発生するものであれば対象になります。	7月15日
31	制度・概要	ICT	クレジットカード決済の場合も補助対象となるか。	補助対象経費の支払いにおけるクレジットカードその他のキャッシュレス決済による支払いについては、決済に伴いカード会社等が付与するポイント等の還元が発生し、それを補助対象経費以外の支払いに増額してしまうと、適正な補助金の執行が担保されません。そのため、クレジットカードその他のキャッシュレス決済による支払いを行った場合は、ポイント等の還元相当額が明確にわかるようにし、ポイント等を補助対象経費から差し引いて実績報告するようお願いいたします。なお、ポイント等が不明確な場合、当該支払いを補助対象経費としないことがありますので、御注意ください。 また、引き落とし日をもって補助事業完了となりますので、引き落としが令和8年4月になる場合は補助対象となりません。	7月15日
32	制度・概要	買上げ関係	公立病院の買上げは対象になるか。	定期昇給は就業規則等において定められている昇給制度によって自動的に上がっていくものであり、人事委員会勧告による公立病院の職員の買上げとは異なるものと考えられます。 その観点では、国Q A32の3つ目の○の内容には抵触しないものの、国Q A34では、一般会計からの繰入が明確に「人事委員会勧告分」として区分された形で行われている場合は、繰入と給付金の二重取りとなるため、充てられない点を明確にしています。 逆にそのような区分がなければ、人事委員会勧告分に当該給付金を充てることも可能です。	7月15日
33	制度・概要	制度・概要	申請後から交付決定までどれくらいの間隔がかかるのか。また、いつ振り込まれるのか。	・ 交付申請から振込までは2か月程度を予定していますが、申請内容に不備がある場合や、事務局からの問合せに回答がない場合は、その間審査や手続きができませんので、さらにお時間をいただくことがあります。 ・ 交付決定通知は原則として申請者又は口座名義人の住所に送付しますが、振込完了の通知は行いません。 ・ 交付決定通知後2～4週間後を目途に所定の口座宛てに振り込まれる見込みです。通知には「アイチ イムカショバク」と表示されます。	7月31日
34	制度・概要	ICT	中古品の購入でも補助対象になるか。	業務効率化に資するものであれば中古であっても対象になります。	7月31日

35	制度・概要	交付決定	振込は確認できたが交付決定通知が来ていない。	概算・精算に関わらず振込前に必ず交付決定通知を行っておりますので、振込後も交付決定通知が届かない場合は事務局までお問い合わせください。法人の場合は医療機関ではなく法人本部宛てに送付している場合があります。なお、本部の住所が他都道府県の場合は、事前に事務局より郵送先を確認させていただくことがあります。	8月18日
36	制度・概要	実績報告	概算払いにより申請しているが、事業が完了してから30日以内に交付決定が来ない場合、実績報告はどのようにすればよいのか。	概算払いの場合は交付決定前に実績報告を行うことはできませんので、このような場合は事業完了から30日を経過した後の実績報告となくともいいません（交付決定が属さ次期速やかに報告してください）。なお、その場合は書類上の報告日を交付決定日と同日にしてください。	8月18日
37	制度・概要	申請方法	公立病院だが、予算の制約上、基準額で交付決定を受けても使い切ることができないため、必ず返還が発生する。返還を行うにも内部で説明を要するため、概算払による申請を所要見込額で提出したい。	事業の目的を踏まえ、国のQ&Aでも支給額（基準額）以上の取組となるよう推奨されているため、概算払いの場合は基本的に基準額で交付決定となりますが、 実績額が所要見込額を上回った場合であっても差額分の追加請求をしないことを誓約していただけなのであれば 、基準額に満たない所要見込額での概算交付も可とします。ただし、電子申請ではエラーとなり申請を行うことができませんので、郵送又はメールで申請を行っていただき、誓約書（任意様式）を併せて御提出ください。	8月21日

○事業関係係

No	大分類	中分類	質問・確認内容	回答	更新日																		
38	制度・概要	目的	本補助金はどういった内容か	本補助金は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、医療施設等に対して補助金として交付することにより、業務の生産性を向上させ、職場の処遇改善につなげることを目的としている。																			
39	制度・概要	対象事業者	対象となる事業者について	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、令和7年3月31日時点でのベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（内科・歯科）、無床診療所（内科・歯科）及び訪問看護ステーションその他厚生労働大臣が認める者が行う各号の事業（以下「補助事業」という。）のいずれか（複数可）とする。 なお、令和6年4月1日からこの要綱の施行期日以前までに着手した事業も対象とする。																			
40	制度・概要	対象事業	対象事業はどのような内容か	(1) ICT機器等の導入による業務効率化 タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入 (2) タスクシフト／シェアによる業務効率化 医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア (3) 給付金を活用した更なる賃上げ 処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善 ■対象期間：令和6年～7年度（R6.4.1～R8.3.31）までの取組を対象とする この補助金の対象経費は、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。																			
41	制度・概要	対象経費	対象となる経費	※前項に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含めないものとする。 ただし、別表1に掲げる場合において補助事業者が希望する場合は、消費税及び地方消費税を含む経費を補助対象経費とすることができる。 ※申請日以降に生じることが見込まれる経費もあわせて、概算で交付することも可能です。																			
42	制度・概要	交付額	交付額の算出方法について	(1) 次表の第1欄に定める基準額に、第2欄に定める補助率を乗じて得た額と補助対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。 （※算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。） <table><tr><th>交付の対象</th><th>1 基準額</th><th>2 補助率</th></tr><tr><td>許可医療機関 × 1施設 ×</td><td>許可平均床数 × 40%</td><td></td></tr><tr><td>病院・有床診療所</td><td>※許可病床数が4床以下は算出対象外（1施設 × 40%）</td><td></td></tr><tr><td>無床診療所</td><td>1施設 × 40%</td><td>10分の10</td></tr><tr><td>訪問看護ステーション</td><td>1施設 × 40%</td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>1施設 × 40%</td><td></td></tr></table>	交付の対象	1 基準額	2 補助率	許可医療機関 × 1施設 ×	許可平均床数 × 40%		病院・有床診療所	※許可病床数が4床以下は算出対象外（1施設 × 40%）		無床診療所	1施設 × 40%	10分の10	訪問看護ステーション	1施設 × 40%		その他	1施設 × 40%		
交付の対象	1 基準額	2 補助率																					
許可医療機関 × 1施設 ×	許可平均床数 × 40%																						
病院・有床診療所	※許可病床数が4床以下は算出対象外（1施設 × 40%）																						
無床診療所	1施設 × 40%	10分の10																					
訪問看護ステーション	1施設 × 40%																						
その他	1施設 × 40%																						

○高Q & A（注称）

No	大分類	中分類	質問・確認内容	回答	更新日
43	制度・概要	ベースアップ評価料	ベースアップ評価料の届出期限はいつまでに行えばよいのか	ベースアップ評価料届出期限：令和7年3月31日	
44	申請・手続き	申請方法	医療機関から都道府県に支給申請書兼口座振込依頼書を提出する際、法人から、当該法人が運営する複数の施設を取りまとめて申請することは可能か	・支給申請書兼口座振込依頼書については、法人が同一都道府県内で運営している施設の別紙様式1や別紙様式2を添付の上、法人から同一都道府県に対してまとめて申請することは可能です。 ※ただし、法人に振り込まれた支給額が各施設の申請額と総額を来さないよう配分することを誓約する等の措置を講じてください。 ※なお、法人が運営している施設が複数の都道府県に所在している場合は、都道府県ごとに上記の対応を行って頂くようお願いいたします。 →（例：A法人がB県で5施設・C県で4施設を運営している場合は、A法人名でB県に対して5施設分の申請・A法人名でC県に対して4施設分の申請を行うことが可能です。）	
45	申請・手続き	対象	本事業の申請届出における許可病床数には、一般病床以外の病床も含まれるのでしょうか	申請日時点における、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床等、医療上の許可病床数の合計となります。	
46	申請・手続き	対象	地域医療総合確保基金の事業区分VI（勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業）の既存の補助事業によりICT機器の導入費用の補助等を受けている医療機関も給付対象となりますでしょうか。	既存の補助事業による補助を受けている医療機関においても本事業による給付を受けることは可能です。 ※ただし、既存の補助事業により導入したICT機器等の導入経費に給付金を充当することはできません。 新たに業務効率化に資する機器の導入を行ってください。 ※なお、既存の補助事業（例：導入経費を補助する事業）の対象外としている経費（例：ランニングコスト）に本事業を充てることは可能ですが、その場合は本事業の対象期間内の経費に充ててください。	
47	申請・手続き	申請方法	例えば、「ICT機器等の導入による業務効率化」に使用することとして18万円を申請して概算で交付を受けた場合、実際には15万円を使用し、残額の3万円を「給付金を活用した更なる賃上げ」（例：一時金）に充てた場合は改めて申請する必要があるのでしょうか。 それとも、実績報告時に「ICT機器等の導入による業務効率化」として15万円を使用したこと、「給付金を活用した更なる賃上げ」として3万円を使用したことをそれぞれ報告することでするのでしょうか	国としては、実績報告時に報告いただくことで足りると考えています	
48	申請・手続き	ベースアップ評価料	対象となるベースアップ評価料を教えてください	以下のいずれかのベースアップ評価料を届け出ている施設が対象になります。 【病院・有床診療所】 ■外来・在宅ベースアップ評価料（1） ■歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1） ■入院ベースアップ評価料（内科） ■入院ベースアップ評価料（歯科） ■訪問看護ベースアップ評価料（1） 【無床診療所・訪問看護ステーション】 ■外来・在宅ベースアップ評価料（1） ■歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1） ■訪問看護ベースアップ評価料（1）	
49	申請・手続き	ベースアップ評価料	ベースアップ評価料については本事業終了時点においても算定を行っている必要はないでしょうか	算定を支給要件とはしませんが、職員の処遇改善につなげることを目的としている事業趣旨に鑑み、可能な限り算定を行っていただくようお願いいたします。	
50	申請・手続き	ベースアップ評価料	ベースアップ評価料について、診療報酬については、令和7年4月1日までに届出を行えば同年4月から算定可能となりますが、本事業については、同年3月31日までに届出をする必要があるのでしょうか	令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出た必要があるため、当該日までに届出を行ってください。	
51	申請・手続き	ICT	給付金の支給対象となる取組のうち、「ICT機器等の導入による業務効率化」について、具体的にどのような取組が給付対象となるのでしょうか	導入により施設内の業務効率化に資するICT機器等が給付の対象となります。 ※例えば、タブレット端末、離床センサー、インカム、WE B会議設備、床ふきロボット、監視カメラなどの機器が想定されますが、これらの機器以外にも、施設内の業務効率化に資するもの（例：マイナンバーカードのカードリーダー、業務効率化に資する医療機器やロボット等）であれば幅広く対象となり得ます。 ※また、ICT機器以外の機器、あるいはソフトウェアなどについても、導入により施設内の業務効率化に資することが認められるものであれば給付の対象となり得ます。	
52	申請・手続き	ICT	「ICT機器等の導入による業務効率化」について、ICT機器等の導入に附随して導入が必要な設備（Wi-Fi、ルーターなど）や、サービスの導入に伴い発生する毎月の利用料のようなランニングコストなども給付対象となりますか	本事業は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、給付金として支給することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的としています。 こうした目的に合致するものは、導入により施設内の業務効率化に資することが認められる機器等に要する費用そのものにとどまらず、当該機器の導入に附随して必要な費用などについて、幅広く対象となり、例示された経費も対象となり得ます。 ※ただし、事業目的に明らかに合致しない経費や、事業の対象期間外に生じる利用料などについては対象になりません。 ※例えば、機器の導入に伴い必要となる利用料の契約期間が、事業の対象期間外にまたがっている場合には、対象期間分の金額に按分するなどして適切に算出下さい。	
53	申請・手続き	ICT	「ICT機器等の導入による業務効率化」について、ICT機器等をリース契約で導入する場合も対象になりますでしょうか	事業の対象期間内に生じる金額については対象になり得ます。	

54	申請・手続き	ICT	令和6年度より前に既に導入したICT機器等の毎月の利用料（ランニングコスト）やシステムの更新費用も対象となるか	新たに導入するICT機器等を想定しているため、既存の機器のランニングコストや、システムの更新費用は対象とはなりません。ただし、既存のシステムに新たに業務効率化に資する機能を追加するなどの機能改修を行う場合の費用については対象となり得ます。
55	申請・手続き	ICT	給付の対象となる経費について機器1台の購入価格に上限はあるか	給付の対象となる機器・備品1台の購入価格に上限は定めていません。 ※ 対象医療機関等の区分ごとの給付の上限額は決まっています
56	申請・手続き	ICT	「ICT機器等の導入による業務効率化」の取組を検討していますが、機器の導入費用が支給額（基準額）に満たない場合は、どうすればよいか	実際の費用が支給額（基準額）を下回る場合はその差額を返還することとなりますが、事業の目的を踏まえ、「給付金を活用した更なる賃上げ」による職員への一時金の支給などにより、支給額（基準額）以上の取組となるようご検討ください
57	申請・手続き	ICT	ICT機器等の導入を行った場合、いつまでに支払・納品を行っている必要がありますか	概算で医療機関に交付している場合は、出納整理期間中までに医療機関において支払を終えていれば問題ありませんが、納品は補助対象期間内に終えている必要があります。
58	申請・手続き	タスクシフト/シェア	給付金の支給対象となる取組のうち、「医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェアによる業務効率化」について、具体的にどういった取組が給付対象となるか	既に雇用している医師や看護師等の職員の負担軽減のために、新たに医師事務作業補助者や看護補助者などの職員を雇用する際の人件費が対象となります。 また、従前から勤務している職員が、新たに医師や看護師等の職員の負担軽減に資する業務に配属された場合の人件費や人材派遣・業務委託の経費も対象となり得ますが、紹介予定派遣の紹介手数料は対象とはなりません。
59	申請・手続き	賃上げ関係	給付金の支給対象となる取組のうち、「給付金を活用した更なる賃上げ」について、具体的にどういった取組が給付対象となるのでしょうか。ベースアップ評価料による賃上げは給付金を活用した更なる賃上げと見なせるのか	本事業はベースアップ評価料を届け出ている医療機関等が、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を行えるよう支援するものであるため、ベースアップ評価料による賃上げを「給付金を活用した更なる賃上げ」とは見なせません。 そのため、本給付金を活用して更なる賃上げを行う場合は、既に雇用している職員について、ベースアップ評価料で手当されている部分とは別にベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組が対象となりますが、医療機関の持ち出しによって、ベースアップ評価料による収入以上にベースアップ分として支出している部分に対して充当することは可能です。 ※単に職員の人件費の基本給部分や定期昇給部分に充当し、上記のベースアップ・手当・一時金などの形で還元されない場合は、給付対象外です。
60	申請・手続き	賃上げ関係	公立病院は人事院勧告に準じて給与を増額している場合があります。この場合、ベースアップ評価料にかかる収入を超える部分であれば、対象経費として考えてよいか	公立病院や地方独立行政法人が 人事院勧告に準じて給与を増額している場合、当該増額部分のうち、地方交付税を充てていることが関係に判別できる部分 に本給付金を充当することはできません。
61	申請・手続き	賃上げ関係	「給付金を活用した更なる賃上げ」について、対象職種の実定はあるか	薬剤師、保健師、助産師、看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、事務職員、その他医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く）。 ※ただし、40歳未満の若手医師・若手歯科医師はその限りではない。）に充てることができます。
62	申請・手続き	賃上げ関係	令和5年度にすでに賃上げをし、そのまま維持している場合、令和6年度も賃上げをしている、という判断をしないか	令和5年度の取組は対象となりません
63	申請・手続き	賃上げ関係	法定福利費等の事業主負担の増加分は、「給付金を活用した更なる賃上げ」の対象となるか	単なる法定福利費等の増額分の支払は、対象となる取組には含まれませんが、ベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組に伴い生じる法定福利費等の事業主負担の増加分に充てることができることは可能です。 また、給付額の83.5%を「更なる賃上げ分」として充てつつ、残り16.5%を当該賃上げ分に附随する法定福利費として充てては差し支えありません。
64	申請・手続き	賃上げ関係	訪問看護STとして「みなし指定」を受けた病院・診療所は支援の対象になるか	「みなし指定」を受けて「訪問看護ST」のコードが交付され、「病院・診療所」と「訪問看護ST」のそれぞれで、令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出れば、両方で申請することが可能です。
65	申請・手続き	賃上げ関係	訪問看護STのサテライト施設は支援の対象になるか	なりません。
66	申請・手続き	賃上げ関係	例えば、3月31日までにベースアップ評価料を届け出ている対象施設の開設者が個人でしたが4月1日以降に開設者が法人に変更となる場合等、3月31日までにベースアップ評価料を届け出ていた対象施設の開設者が4月1日以降に変更となった場合、支援の対象になるか	例示の場合は実質的には同じ対象施設となるため、対象になり得ます。 ※3月31日までにベースアップ評価料を届け出ていた対象施設が事業譲渡等によって4月1日以降開設者が変更となった場合も、地域で果たしている役割や機能が実質的に同じと都道府県において判断できるのであれば、対象になり得ます。